

令和年 5 月 3 0 日

新潟市長

中 原 八 一 様



新潟市中央区万代1丁目6番1号

新潟交通株式会社

代表取締役 星 野 佳 人



一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更について

標題の件につきまして、道路運送法第9条第1項及び同法施行規則第8条第4項の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請書を下記の通り国土交通大臣宛に提出致しますので、新潟市消費生活条例第25条及び同法施行規則第4条の規定により通知致します。

記

1. 対象路線

全線（高速バスは除く）

2. 申請予定時期

令和元年 5 月 3 1 日（予定）

3. 変更理由

令和元年 1 0 月 1 日より実施される消費税率引上げに伴う税負担増加分の運賃への転嫁のため

4. 申請概要

別紙のとおり

以上

令和元年 5月30日

新潟市消費生活センター 御中

新潟交通株式会社

消費税率引上げに伴う路線バス（乗合バス）の上限運賃改定の申請について

弊社では令和元年5月31日、道路運送法第9条第1項及び同法施行規則第8条第4項の規定に基づき、国土交通省に乗合バス運賃の変更認可申請を行います。

申請理由および申請概要は次のとおりです。

1. 申請理由

令和元年10月1日より実施される消費税率引上げに伴う税負担増加分の運賃への転嫁のため

（転嫁の方法は国土交通省から発出された消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方および消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いに基づく）

2. 申請概要

- (1) 申請日 令和元年 5月31日（予定）
- (2) 運賃改定実施予定日 令和元年 10月1日（予定）
- (3) 改定上限運賃の平均改定率 1.627%（参考：消費税率引上げ率1.852%）

(4) 現行・申請運賃比較表

運賃制度等	現 行	申 請
均一区間制	210円	210円
対キロ区間制（初乗運賃）	170円	180円

※均一区間運賃の変更はありません。

※初乗運賃以外の対キロ区間は現行運賃に対し0円～20円アップします。

（深夜割増運賃は申請運賃の倍額）

(5) 主要区間の申請運賃

別途資料①のとおりです。

(6) その他

高速バス運賃につきましては、今後届出する予定です。

※令和元年6月21日より運賃改定の路線を除く

3. 利用者サービス向上計画

平成27年に開業した新バスシステムは本年9月で4年を経過し、次年度には第2期を迎えることとなります。第2期においても、これまでの利用者の声や蓄積されている利用者データをもとに、利用しやすいバス交通体系構築に向け、新たな運賃体系を検討して参ります。

また、新サービスなどの利用促進策も新潟市とともに検討していく予定です。

※その他、詳細な改定内容につきましては、認可を受け次第、お知らせいたします。

主要区間の申請運賃

主要区間	片道運賃		通勤定期運賃（1か月）	
	現行	申請	現行	申請
新潟駅前 → 松浜	460円	470円	19,320円	19,740円
新潟駅前 → 河渡	300円	300円	12,600円	12,600円
万代シティ → 大形本町	330円	340円	13,860円	14,280円
万代シティ → 竹尾	260円	260円	10,920円	10,920円
万代シティ → 石山	300円	300円	12,600円	12,600円
新潟駅前 → 鳥屋野	330円	340円	13,860円	14,280円
新潟駅前 → 女池二丁目	220円	220円	9,240円	9,240円
新潟駅南口 → 南長潟	220円	220円	9,240円	9,240円
万代シティ → 亀田駅前	380円	390円	15,960円	16,380円
新潟駅前 → 西小針	370円	380円	15,540円	15,960円
新潟駅前 → 青山	210円	210円	8,820円	8,820円
青山 → 坂井東三丁目	230円	230円	9,660円	9,660円
青山 → 西区役所前	230円	230円	9,660円	9,660円
青山 → 大野仲町	290円	290円	12,180円	12,180円
市内均一	210円	210円	8,400円	8,820円
均一フリー（学生）			7,200円	7,560円
スクールワイド（3か月）			43,000円	45,150円
おでかけ65（6か月）			33,000円	34,650円
おでかけ70（6か月）			22,000円	23,100円

※ 変更なし